

令和6年度第1回山形市景観審議会

日 時 令和6年6月28日（金）

午前10時から

場 所 山形市役所1001会議室

次 第

1 開 会

2 まちづくり政策部長挨拶

3 山形市景観審議会長挨拶

4 議 事

(1) 山形市屋外広告物条例及び施行規則の一部改正について（諮問事項）

① 禁止物件に表示する屋外広告物の規制緩和について

資料1 項番3

資料2

参考資料－屋外広告物

② 特別規制地域に表示する屋外広告物の規制緩和について

資料1 項番4

資料2

参考資料－屋外広告物

③ 手続きについて

資料3

(2) 山寺馬形地区の景観重点検討地区の指定について（諮問事項）

資料6

資料7

参考資料－山寺馬形

5 その他

6 閉 会

◆配布資料

資料1 山形市屋外広告物条例及び施行規則の一部改正（案）について

資料2 前回の景観審議会からの変更点について

資料3 屋外広告物条例の一部改正により表示可能となる屋外広告物の手続き（案）

資料4 新旧対照表_山形市屋外広告物条例（素案）

資料5 新旧対照表_山形市屋外広告物条例施行規則（素案）

資料6 山寺馬形地区の景観重点検討地区の指定について

資料7 山寺景観重点地区予定区域図

参考資料－屋外広告物 改正により表示可能となる屋外広告物のイメージ

参考資料－山寺馬形 山寺馬形地区の現況写真

■山形市景観審議会委員

委員区分	所 属 職 名	氏 名
有識者	東北芸術工科大学 基盤教育研究センター 教授	小 林 敬 一
	東北芸術工科大学 デザイン工学部 教授	山 畑 信 博
	N P O 法人地域振興再生機構 副理事長	村 松 真
	弁護士	青 柳 紀 子
関係団体	山新観光株式会社	佐 藤 真 美
	一般社団法人 山形県建築士会山形支部	徳 正 宜 子
	山形県広告業協会	鈴 木 琢 郎
	山形県屋外広告美術協同組合	服 部 正
	山形商工会議所	枝 松 祐 子
	樹木医	山 田 寛 爾
	山形市中心商店街街づくり協議会	會 津 菜穂子
	山形県写真連盟	阿 部 直 美
行政機関	国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 副所長（道路）	佐 藤 正
	山形県村山総合支庁 建設部長	大 津 明 弘
	山形県山形警察署 生活安全課長	鈴 木 哲 也

■事 務 局

所 属 職 名	氏 名
まちづくり政策部長	渡 邊 俊
まちづくり政策部 都市政策調整監	熱 海 裕 章
まちづくり政策部 次長（兼）まちなみデザイン課長	佐 藤 一 大
まちづくり政策部 まちなみデザイン課長補佐	城戸口 真 一
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 景観係長	池 野 孝 明
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 屋外広告物係長	山 岸 由 佳
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主任	倉 田 好
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主任	加 地 友 哉
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事	鈴 木 茉 優
まちづくり政策部 まちなみデザイン課 主事	伊 藤 聖 花

山形市屋外広告物条例及び施行規則の一部改正（案）について

1 改正案の概要

国や地方公共団体等（以下、国等という。）又は市長が指定する団体が表示する屋外広告物のうち、景観や風致の維持に支障がないと認められるものについては、公益的利用の促進を図る観点から、一部の禁止物件に表示できる屋外広告物を追加します。

また、特別規制地域において公益上必要な施設または物件に表示または設置する屋外広告物で、その広告料収入を当該公益上必要な施設の設置または管理に要する費用に充てるもの等について規制を緩和し、公民連携の推進や民間活力の導入を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

2 屋外広告物条例における禁止物件と規制地域

屋外広告物条例では、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示を禁止する禁止物件や、規制地域を定めて規制を行っております。

規制地域において、都市公園や国定公園の普通地域等の地域は、特に設置基準が厳しい特別規制地域となっております。

＜国等の屋外広告物の表示にかかる禁止物件＞

禁止物件 (原則、表示できない物件)	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、擁壁、街路樹、石垣、銅像、記念碑、送電塔、道路標識、信号機、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、消火栓、郵便ポスト、煙突、ガスタンク、景観重要建造物、景観重要樹木
はり紙を 表示できない物件	電柱、街路灯柱、電信電話柱その他これらに類する物件

＜規制地域＞

区分	特別規制地域		普通規制地域		
	第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	第3種 普通規制地域
地域の概要	自然環境や文化の保全が望まれる地域など	住環境の保全が必要な地域、高速道路や鉄道、観光道路沿いの地域など	主要な道路沿いなど	一般市街地など	商業地など
	風致地区、文化財の周囲50m以内の地域、 都市公園 、保安林、古墳、墓地・火葬場など	高速道路・鉄道の両側500m以内の地域、 インターチェンジ ・県境から道程3km以内の国道・県道の両側500mの地域、第一種・第二種低層住居専用地域、国立公園・ 国定公園の普通地域 など	国道・県道・広域農道の両側500m以内の地域など (第2種・第3種普通規制地域、鉄道の両側500m以内の地域以外の特別規制地域を除く)	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域

3 改正案 主な内容の1

屋外広告物の規制緩和
禁止物件に表示する

◆国等又は市長が指定する団体（歩行者利便増進道路（ほこみち）制度等、国や地方公共団体の制度に基づき活動を行う団体）が禁止物件に表示する屋外広告物の規制緩和（条例第10条第6項として追加）

国等又は市長が指定する団体においては、規則で定める基準に適合するものに限り、屋外広告物の種類を限定したうえ、一部の禁止物件に屋外広告物を表示可能とします。（表1）

これにより、物件所有者との調整のうえ、サイクリングやウォーキングのコース、観光や史跡めぐりのモデルコースの順路を道路上に表示すること等が可能となり、各種施策の推進の円滑化を図ることができます。

※緩和対象とする物件は、主に道路管理者が所管する物件とした。

※電力事業者、電信事業者との協議により、電力柱、電信電話柱は緩和対象外とした。



表1 国等又は市長が指定する団体において、一部の禁止物件に表示可能となる屋外広告物

条項（改正後）	物件	現行の表示可否	広告物の種類（改正案）		
			はり紙	はり札	立看板
第10条第6項 第1号	橋りょう	×	○	○	×
第2号	歩道柵	×	○	○	×
第3号	カーブミラー	×	○	○	×
第4号	道路標識	×	○	○	×
第5号	ガードレール	×	○	○	×
第6号	郵便ポスト	×	○	×	×
第7号	路上変電塔	×	○	×	×
第8号	街路灯柱その他これらに類する物件	□	○	□	□

【表内の凡例】
□：はり札・立看板が表示できるもの ×表示できないもの ○：表示できるもの（追加）

4 改正案 主な内容の2

(1)公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物の規制緩和

（条例第10条第7項として追加）

都市公園や、地方自治体が設置するデジタルサイネージ等、特定の施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入を、当該施設又は物件の設置や維持管理費に充てる場合、特別規制地域であっても一般広告物を表示可能とします。

これにより、公の事業費を確保すること等につながるものが想定されるため、事業効果を高めること、ひいてはPark-PFI等の公民連携による事業の推進に期待できます。



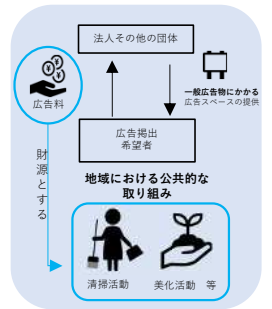
(2)法人その他の団体が表示する屋外広告物の規制緩和

（条例第10条第8項として追加）

エリアマネジメント団体等の民間活力の導入を促すことは、エリア一体の魅力向上や良好な景観の創出が期待できます。

しかしながら、山寺地区、蔵王温泉地区は主に特別規制地域であり、一般広告物の表示ができません。

従って、一般広告物にかかる広告スペースを販売し、その広告料収入を地域における公共的な取り組みの財源とすることができない現状であるため、法人その他の団体が屋外広告物を表示し、その広告料収入を地域における公共的な取り組みに充てる場合、特別規制地域であっても一般広告物を表示可能とします。



主な内容の2にかかる屋外広告物は、条例改正で直ちに表示可能となるわけではなく、景観審議会に諮問し、施設や活動ごとに適否を審査し、公示により指定することで表示可能となる。なお、公示ののちに表示される屋外広告物については、1件ごとに景観審議会に意見聴取し、デザイン等の調整を図る。

5 議案の提案予定

令和6年9月議会での提案に向け、検討を進めております。

前回の景観審議会からの変更点について

(1) 主な内容の1について

① 表示可能物件の修正と、表示可能広告物の修正

条項（改正後） 10条6項	物件	広告物の種類					
		現行の 表示可否	前回案		今回案		
			はり紙	はり札 立看板	はり紙	はり札	立看板
第1号	橋りょう（表示可能物件に追加）	×	×	×	○	○	×
第2号	歩道柵	×	○	○	○	○	×
第3号	カーブミラー	×	○	○	○	○	×
第4号	道路標識	×	○	○	○	○	×
第5号	ガードレール	×	○	○	○	○	×
第6号	郵便ポスト	×	○	○	○	×	×
第7号	路上変電塔	×	○	○	○	×	×
第8号	街路灯柱その他これらに類する物件	□	○	□	○	□	□
※	信号機、駒止、里程標、防雪施設、防砂施設、電力柱、電信電話柱は 表示可として案を出していたが表示不可に変更（現行どおり）						
【表内の凡例】 □：はり札・立看板が表示できるもの（現行通り） ×表示できないもの ○：表示できるもの（追加） ※表示する屋外広告物については、除却の際に現状復旧に努めなければならない。（条例第20条）							

② 表示できる主体の追加

商店街等でも路上変電塔への屋外広告物の表示ができればいいのでは、という意見が庁内の会議で出たことから、国等に加え、市長が指定する団体として公示された団体についても、上記の表のとおり広告物を表示可能と整理した。なお、市長が指定する団体は、歩行者利便増進道路(ほこみち)制度等、国や地方公共団体の制度に基づき活動する団体に限定する。

③ 景観審議会への諮り方について

内容	景観審議会			
	前回案		今回案	
	諮問	意見聴取	諮問	意見聴取
一部の禁止物件に表示できる団体の決定			○	-
一部の禁止物件への屋外広告物の表示	-	-	-	○

(2)主な内容の2について

①デジタルサイネージの輝度における基準の設定

この度の規制緩和により表示できることになる一般広告物は、広告料収入を維持管理にあてるものであることから、デジタルサイネージの活用が想定されるが、特別規制地域に表示する場合、夜間の輝度についてさらに配慮が必要なのではないか、という意見があった。これを受け、今回規制緩和する内容に限り、夜間の輝度について以下のとおり基準を設けた。

■山形市屋外広告物条例施行規則 抜粋

(第7条第8項)

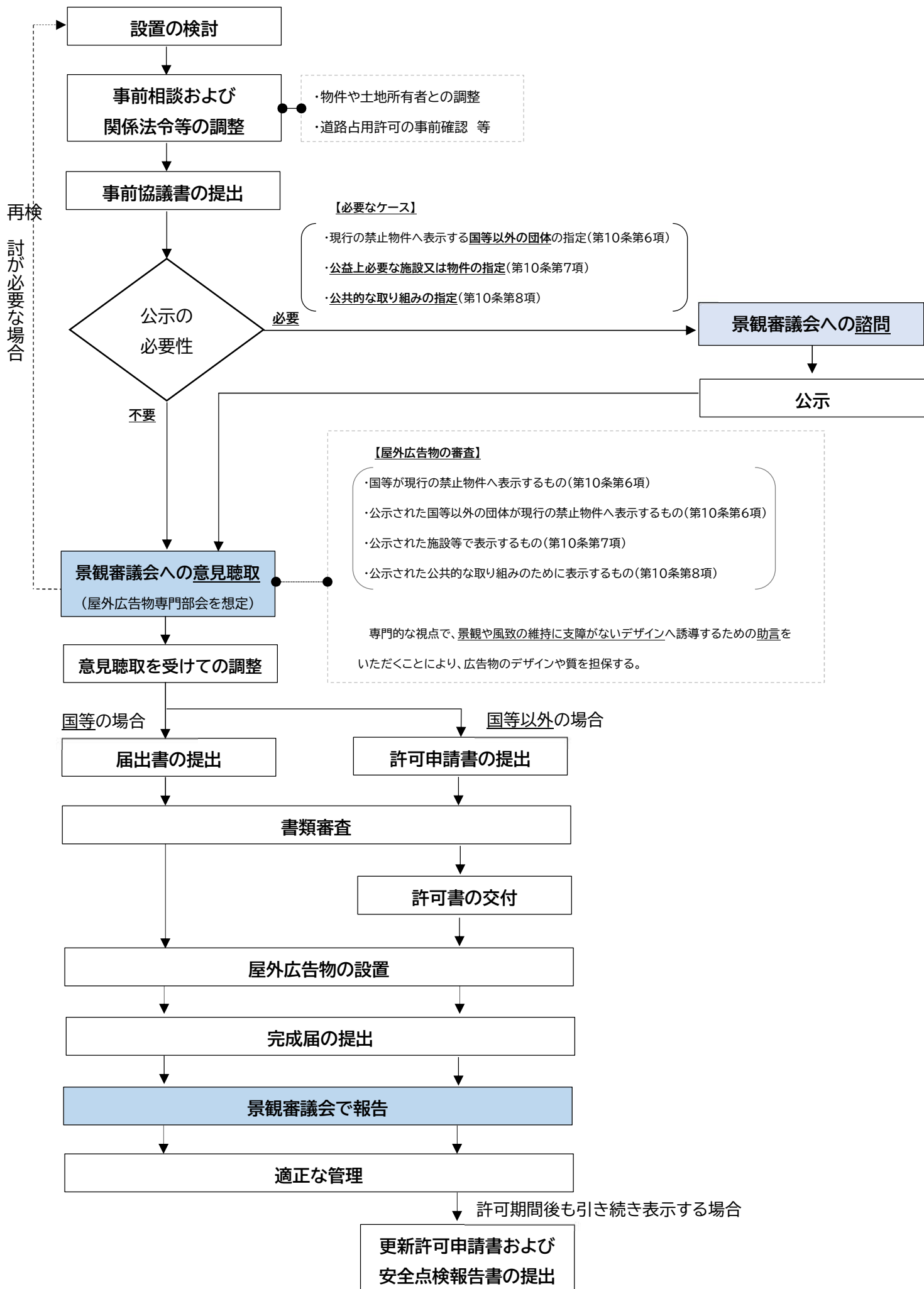
条例第10条第7項及び第10条第8項に規定する広告物等の許可基準(国等にあつては届出における基準)は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、広告物等の表示の大きさ等は、設置する場所や、視点となる場所からの距離に応じ、視認性を保てる範囲で必要最小限にとどめなければならない。なお、表示又は設置する広告物等がデジタルサイネージ等の映像広告である場合は、周囲の環境や景観に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、次に掲げる基準にも適合すること。

- (1) 夜間の輝度にあつては、原則 1000cd/m²以下とする。ただし地域特性や設置場所に応じた輝度となるよう配慮すること。

②景観審議会への諮り方について

内容	景観審議会			
	前回案		今回案	
	諮問	意見聴取	諮問	意見聴取
規制緩和を行う施設又は公共的な取り組みの決定	○	-	○	-
規制緩和された施設等のエリア内における屋外広告物の表示	○	-	-	○

屋外広告物条例の一部改正により表示可能となる屋外広告物の手続き(案)



山形市屋外広告物条例新旧対照表（素案）

まちづくり政策部 まちなみデザイン課

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第 10 条 一略一 2 ～ 5 一略一 <u>6 国等又は市長が指定する団体等（歩行者利便増進道路制度等、国や地方公共団体の制度に基づき活動する団体に限る。）が表示し、又は設置する広告物等で、公衆に対する危害を及ぼすおそれがなく、景観又は風致の維持及び公益に資すると認められるもので、規則に定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する広告物（国等にあつては、第 16 条の規定の例による事前協議を行った上であらかじめその旨を市長に届け出る広告物）については、次に掲げる物件に表示、又は設置する場合に限り、第 6 条第 1 項から第 6 条第 3 項の規定は適用しない。</u> <u>(1) 橋りょう</u> <u>(2) 歩道柵</u> <u>(3) カーブミラー</u> <u>(4) 道路標識</u> <u>(5) ガードレール</u> <u>(6) 郵便ポスト</u> <u>(7) 路上変電塔</u> <u>(8) 街路灯柱その他これらに類する物件</u> <u>7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する広告物（国等にあつては、第 16 条の規定による事前協議を行った上であらかじめその旨を市長に届け出て表示し、又は設置する広告物）に限り、第 6 条第 1 項</u>	（適用除外） 第 10 条 一略一 2 ～ 5 一略一 <u>6 前各項に規定する広告物等にこれらの規定に該当しない広告物を併用したときは、これらの規定は、適用しない。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>の規定は、適用しない。</u> <u>8 団体等が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が指定するものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する広告物（国等にあつては、第16条の規定による事前協議を行った上であらかじめその旨を市長に届け出て表示し、又は設置する広告物）に限り、第6条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>9 前各項に規定する広告物等にこれらの規定に該当しない広告物を併用したときは、これらの規定は、適用しない。</u> （許可の期間及び条件） 第13条 市長は、第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項から第10条第8項</u>の許可をするときは、許可の期間を定めるものとする。 2 一略一 3 市長は、第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項から第10条第8項</u>の許可の際、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。 （許可の更新） 第14条 第7条第1項、<u>第9条第2項又は第10条第6項から第10条第8項</u>の許可の期間の満了後引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、許可の更新を受けることができる。 2・3 一略一 （許可の変更等） 第15条 一略一 2 第13条第3項の規定は、前項の規定<u>又は第15条第5項</u>による許可の変更について準用する。 3・4 一略一	（許可の期間及び条件） 第13条 市長は、第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項</u>の許可をするときは、許可の期間を定めるものとする。 2 一略一 3 市長は、第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項</u>の許可の際、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。 （許可の更新） 第14条 第7条第1項<u>又は第9条第2項</u>の許可の期間の満了後引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、許可の更新を受けることができる。 2・3 一略一 （許可の変更等） 第15条 一略一 2 第13条第3項の規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。 3・4 一略一

改正後	改正前
<u>5 第10条第6項から第10条第8項の規定による許可（これらの規定による許可の更新を含む。）を受けた者は、その許可に係る広告物等について変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</u> <u>6 第10条第6項から第10条第8項の規定による届出を行った者は、その届出に係る広告物等について変更を加えようとするときは、次条の規定の例による事前協議を行った上で、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。なお、この場合において、届出に係る広告物等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</u> （事前協議） 第16条 この章（第14条を除く。）の規定による許可を受けようとする者、<u>又は条例第9条第3項、第10条第5項から第8項の規定による届出をしようとする者は、</u>規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。<u>ただし、規則で定める広告物等に係るものを除く。</u> （管理義務） 第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。<u>かつ、除却の際には現状復旧に努めなければならない。</u> （違反に対する措置） 第23条 一略一 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5日を下らない期間を置いて期限を定め、これらの者が表示し、又は設置した広告物等の除却を命ずることができる。 （1） 一略一	（事前協議） 第16条 この章（第14条を除く。）の規定による許可<u>（規則で定める広告物等に係るものを除く。）</u>を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。 （管理義務） 第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。 （違反に対する措置） 第23条 一略一 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5日を下らない期間を置いて期限を定め、これらの者が表示し、又は設置した広告物等の除却を命ずることができる。 （1） 一略一

改 正 後	改 正 前
(2) 第7条第1項、第9条第2項又は第10条第5項から第10条第8項の規定による許可を受けずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 (3) 一略一 3・4 一略一 (諮問等) 第47条 市長は、次に掲げる場合には、景観審議会（山形市景観条例（平成30年市条例第76号）第37条に規定する山形市景観審議会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。 (1) 第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで若しくは第9号、同条第2項第10号、第7条第1項第2号若しくは第3号、第9条第1項又は第10条第6項、第10条第7項若しくは第10条第8項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。 (2)～(5) 一略一 2 市長は、第10条第6項から第10条第8項、第15条第5項又は第15条第6項に規定する広告物等にかかる事前協議があった場合、景観審議会の意見を聴かなければならない。 (公示) 第49条 市長は、第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで若しくは第9号、同条第2項第10号、第7条第1項第2号若しくは第3号又は第9条第1項、第10条第6項、第10条第7項若しくは第10条第8項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 一略一	(2) 第7条第1項、第9条第2項又は第10条第5項の規定による許可を受けずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者 (3) 一略一 3・4 一略一 (諮問) 第47条 市長は、次に掲げる場合には、景観審議会（山形市景観条例（平成30年市条例第76号）第37条に規定する山形市景観審議会をいう。附則第5項において同じ。）の意見を聴かなければならない。 (1) 第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで若しくは第9号、同条第2項第10号、第7条第1項第2号若しくは第3号又は第9条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。 (2)～(5) 一略一 (公示) 第49条 市長は、第6条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで若しくは第9号、同条第2項第10号、第7条第1項第2号若しくは第3号又は第9条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 一略一

改 正 後	改 正 前
(2) 第 9 条第 2 項、又は第 1 0 条第 5 項から第 1 0 条第 8 項の規定による許可を受けないで広告物等を表示し、又は設置した者 (3)～(8) ー略ー	(2) 第 9 条第 2 項又は第 1 0 条第 5 項の規定による許可を受けないで広告物等を表示し、又は設置した者 (3)～(8) ー略ー

山形市屋外広告物条例施行規則新旧対照表（素案）

まちづくり政策部

まちなみデザイン課

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第 7 条 ー略ー 2 ～ 6 ー略ー <u>7 条例第 1 0 条第 6 項に規定する広告物等の許可基準（国等にあつては届出における基準）は、別表第 5 に定めるとおりとする。ただし、広告物等の表示の大きさ等は、設置する場所や、視点となる場所からの距離に応じ、視認性を保てる範囲で必要最小限にとどめなければならない。なお、コースサイン等、複数の広告物の表示をするものについては、次に掲げる基準にも適合すること。</u> <u>(1) 同様の目的で表示する広告物の相互間の距離が 5 0 m 以上であること。ただし、曲がり角が連続して適切な表示が困難となる場合や、表示の必要性が高い場合等についてはこの限りでない。</u> <u>8 条例第 1 0 条第 7 項及び第 1 0 条第 8 項に規定する広告物等の許可基準（国等にあつては届出における基準）は、別表第 4 に定めるとおりとする。ただし、広告物等の表示の大きさ等は、設置する場所や、視点となる場所からの距離に応じ、視認性を保てる範囲で必要最小限にとどめなければならない。なお、表示又は設置する広告物等がデジタルサイネージ等の映像広告である場合は、周囲の環境や景観に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、次に掲げる基準にも適合すること。</u> <u>(1) 夜間の輝度にあつては、原則 1 0 0 0 c d / m² 以下とする。ただし、地域特性や設置場所に応じた輝度となるよう配慮すること。</u> （許可等の期間） 第 9 条 条例第 1 3 条第 1 項の許可の期間は、<u>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u>ただし、条例第 1 0 条第 5 項に規定する許可に係る期間を除く。	（適用除外） 第 7 条 ー略ー 2 ～ 6 ー略ー （許可の期間） 第 9 条 条例第 1 3 条第 1 項の許可の期間は、<u>別表第 3 に定めるとおりとする。</u>ただし、条例第 1 0 条第 5 項に規定する許可に係る期間を除く。

改 正 後	改 正 前
(1) <u>条例第7条第1項の規定による許可 別表第3に定める期間</u> (2) <u>条例第10条第6項の規定による許可 別表第5に定める期間</u> (3) <u>条例第10条第7項及び条例第10条第8項の規定による許可 別表第4に定める期間</u> (事前協議を要しない広告物等) 第10条 条例第16条の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗その他これに類するもの（以下「広告旗等」という。）、立看板等、広告幕その他これに類するもの（以下「広告幕等」という。）及びアドバルーンを除く。）とする。<u>ただし、条例第10条6項から第8項の規定による許可を必要とする広告物、又は届出を必要とする広告物についてはこの限りではない。</u> (許可の申請手続等) 第12条 条例第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項から第10条第8項</u>の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。 (1)～(6) 一略一 2 国等は、条例第7条第2項、第9条第3項<u>又は第10条第5項から第10条第8項</u>の規定による届出をしようとするときは、屋外広告物等届出書（別記様式第3号）に前項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。 (軽微な変更) 第15条 条例第15条第1項ただし書及び第3項ただし書<u>及び第5項ただし書</u>の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 (1)・(2) 一略一	(事前協議を要しない広告物等) 第10条 条例第16条の規則で定める広告物等は、<u>条例第2章（第14条を除く。）の規定による許可を必要とする広告物等</u>（はり紙、はり札等、広告旗その他これに類するもの（以下「広告旗等」という。）、立看板等、広告幕その他これに類するもの（以下「広告幕等」という。）及びアドバルーンを除く。）とする。 (許可の申請手続等) 第12条 条例第7条第1項、第9条第2項<u>又は第10条第5項</u>の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。 (1)～(6) 一略一 2 国等は、条例第7条第2項、第9条第3項<u>又は第10条第5項</u>の規定による届出をしようとするときは、屋外広告物等届出書（別記様式第3号）に前項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。 (軽微な変更) 第15条 条例第15条第1項ただし書及び第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 (1)・(2) 一略一

改正後

(3) 表示する内容を短期的かつ定期的に変更する広告物として条例第7条第1項、第9条第2項、**第10条第5項、第10条第7項又は第10条第8項の許可を受けた**建植広告、壁面利用広告又は屋上利用広告の当該表示する内容の短期的かつ定期的な変更で、位置又は形状の変更を伴わないもの

(4) 表示する内容を短期的かつ定期的に変更する広告物として条例第7条第2項、第9条第3項、第10条第5項、第10条第7項又は第10条第8項の規定による届出を行った建植広告、壁面利用広告又は屋上利用広告の当該表示する内容の短期的かつ定期的な変更で、位置又は形状の変更を伴わないもの

(許可証等の交付)

第16条 市長は、条例第7条第1項、第9条第2項**若しくは第10条第5項から第10条第8項**の許可又は条例第14条第1項の許可の更新（以下この条において「許可等」という。）をするときは屋外広告物等許可書（別記様式第8号）を、許可等をしないときは屋外広告物等不許可通知書（別記様式第9号）を申請者に交付するものとする。

2・3 ー略ー

別表第5（第7条関係）

適用除外基準（国等又は市長が定める団体が条例第10条第6項に掲げる物件に表示又は設置する広告物等）

物件	種類	基準	許可の期間
第10条第6項第1号から第5号に掲げる	1 はり紙	次に掲げる基準を全て満たすこと。	3年以内

改正前

(3) 表示する内容を短期的かつ定期的に変更する広告物として条例第7条第1項、第9条第2項**又は第10条第5項の許可を受け、又は条例第7条第2項、第9条第3項又は第10条第5項の規定による届出を行った**建植広告、壁面利用広告又は屋上利用広告の当該表示する内容の短期的かつ定期的な変更で、位置又は形状の変更を伴わないもの

(許可証等の交付)

第16条 市長は、条例第7条第1項、第9条第2項**若しくは第10条第5項**の許可又は条例第14条第1項の許可の更新（以下この条において「許可等」という。）をするときは屋外広告物等許可書（別記様式第8号）を、許可等をしないときは屋外広告物等不許可通知書（別記様式第9号）を申請者に交付するものとする。

2・3 ー略ー

改 正 後				改 正 前			
物件		(1)表示面積が0.5平方メートル以下であること。 (2)同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。					
	2 はり札等	次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1)表示面積が1平方メートル以下であること。 (2)同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3)裏面及び側面が美観を損ねるものでないこと。					
第10条第6項第6号に掲げる物件	はり紙	当該物件から突出しないものであること。					
第10条第6項第7号に掲げる物件	はり紙	次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1)当該物件から突出しないものであること。 (2)1つの当該物件につき、広告物を表示する面は原則2面以下とすること。					
第10条第6項第8号に掲げる物件	はり紙	次に掲げる基準を全て満たすこと。 (1)表示面積が0.5平方メート					

改 正 後				改 正 前	
		ル以下であること。 (2)同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。			

山寺馬形地区の景観重点検討地区の指定について

1 山寺景観重点地区のエリア拡大に向けた景観重点検討地区指定について

平成31年4月に策定した山形市景観計画においては、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備又は保全していく必要があると認められる地区について、「景観重点地区」に指定し、より積極的な景観形成を進めています。

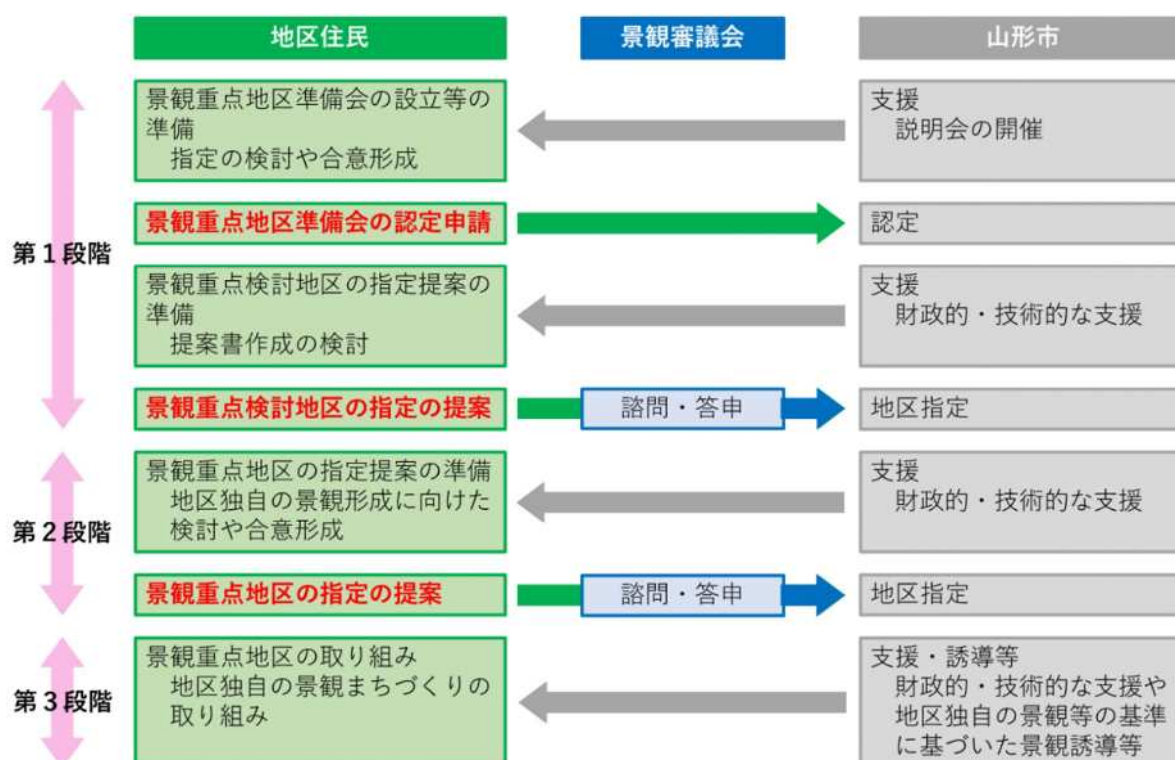
景観重点地区の指定にあたっては、地区住民の主体的な発意によって指定できる仕組みとしており、その指定に向けた準備段階として、「景観重点検討地区」を指定することとしています。

山寺地区については令和3年3月に川原町・南院地区を景観重点地区に指定し、「山形市景観計画別冊＜山寺景観重点地区編＞」を策定しており、エリアごとの景観形成基準に基づき、まちなみデザインアドバイザーによる専門的な見地からの助言を得ながら、地元のまちづくり協議会を中心とした地区住民による自発的な景観まちづくり活動により、魅力あふれる景観形成が推進されています。

当初は馬形地区を含めた山寺地区全域の景観重点地区指定を目指していましたが、集落景観を構成する当地区においては、店舗が多く並ぶ川原町・南院地区との地域性の違いもあり、景観形成基準について地区住民との調整に一定の期間を要してきました。

この度は地区との調整が完了したことで、当該地区の昔ながらの風情を残す二口街道筋の保存に努め、山寺地区全体としてのまちなみ景観の向上を推進し、愛着の持てる地域景観の創出と地区の魅力向上を図ることを目的とし、山寺景観重点地区のエリア拡大に向け、その準備段階として「景観重点検討地区」の指定を行うものです。

【景観重点地区の指定の流れ（エリア拡大）】



2 馬形地区の景観まちづくりに向けた取り組みについて

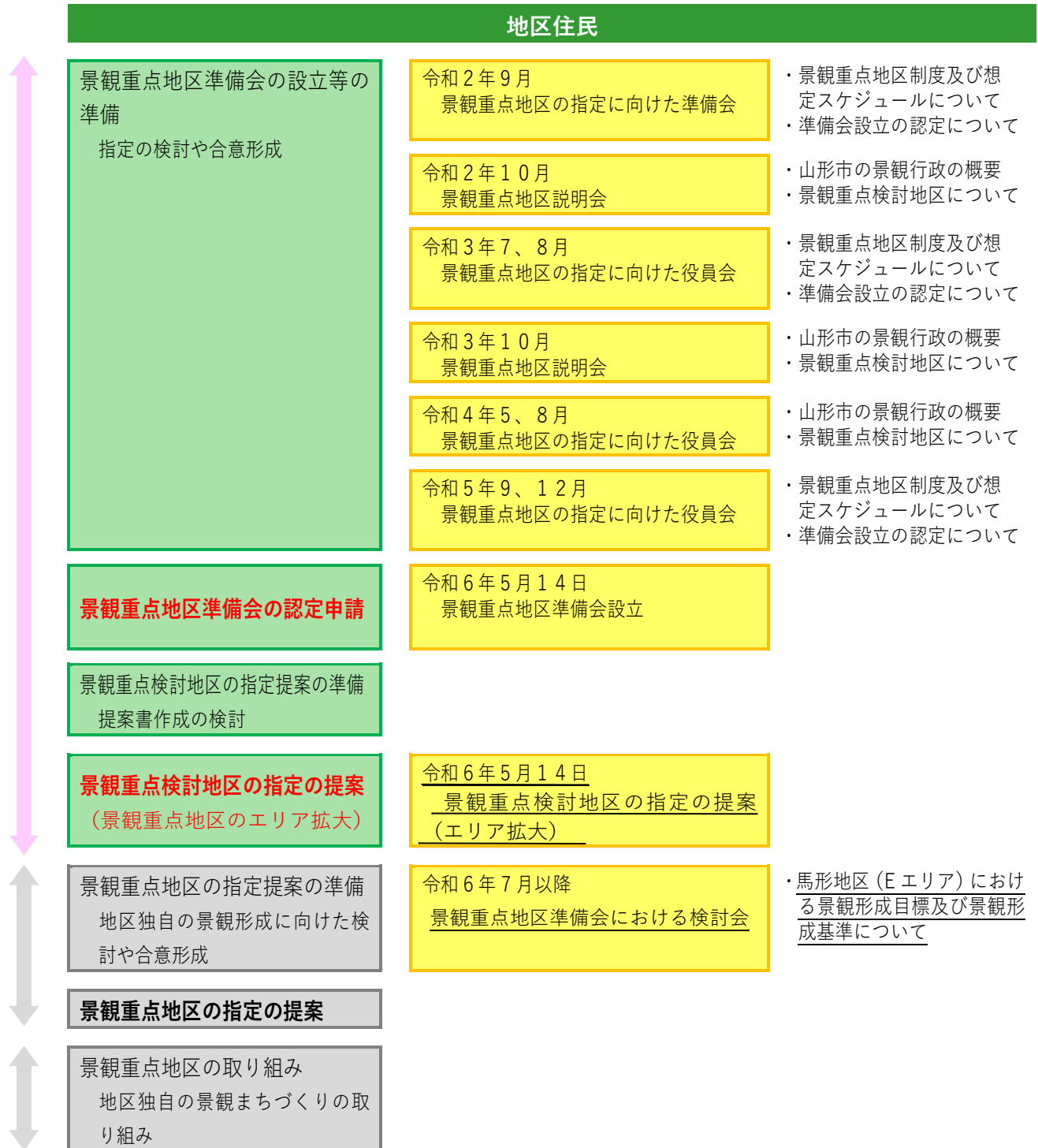
(1) 馬形地区の概要

馬形地区は、山寺駅から南東側に位置する昔ながらの風情を残す二口街道筋に伸びる集落であり、先行して取組を進めている川原町・南院地区と共に景観重点地区のまちづくりを進めることにより、山寺地区全体としてのまちなみ景観の向上を推進し、愛着の持てる地域景観の創出と地区の魅力向上を図ることを目的として当団体を設立する。

- ① 景観類型 : 自然ゾーン／谷地自然景観
- ② 屋外広告物規制地域 : 第2種特別規制地域



(2) これまでの経緯



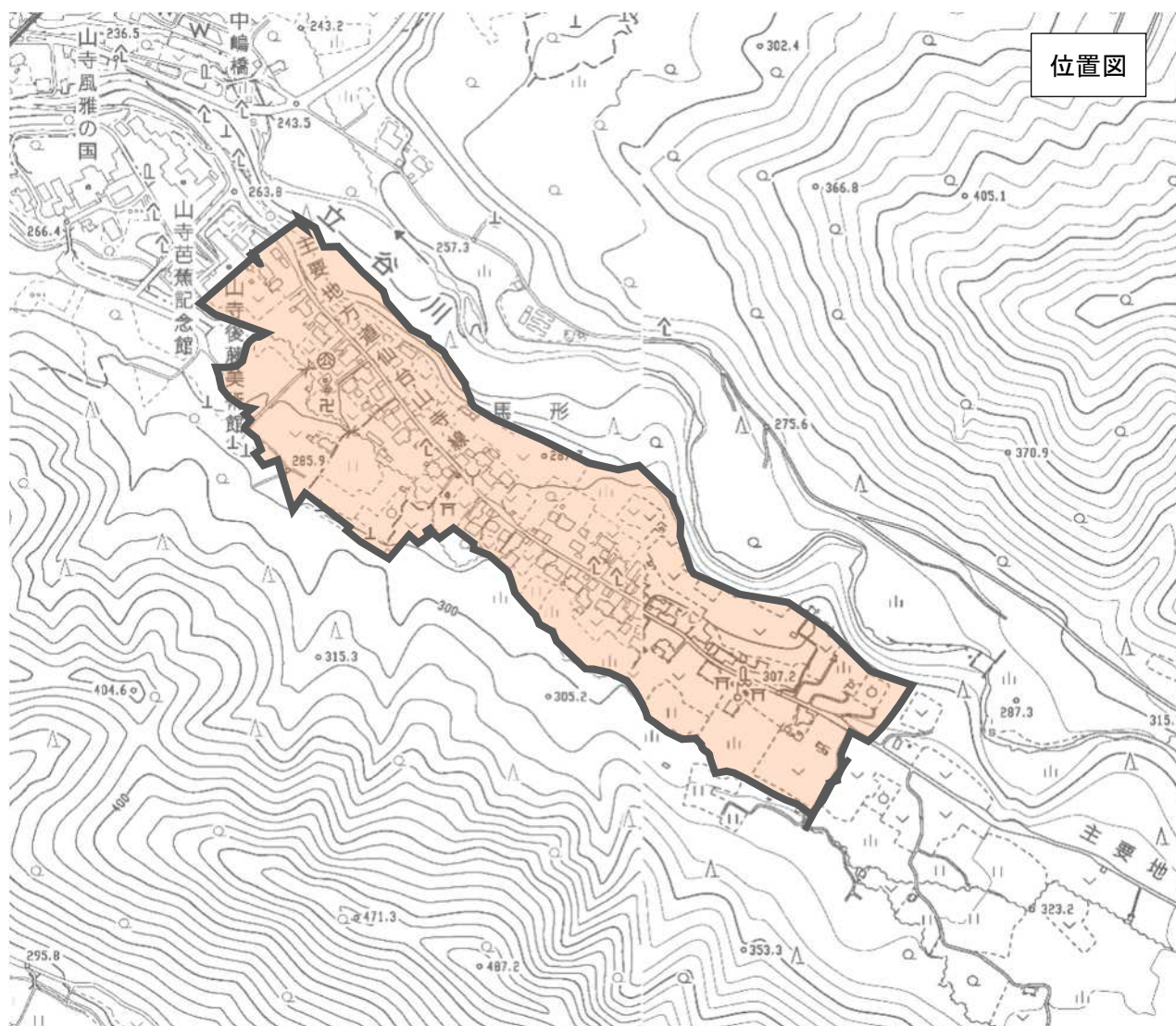
(3) 景観重点地区準備会の設立

- ① 設 立 日 : 令和6年5月14日
- ② 名 称 : 馬形景観重点地区準備会 会長 東海林 庄六
- ③ 構 成 員 : 東海林 庄六 ほか36名
- ④ 設立の目的 : 当地区は景観重点地区の指定によるまちなみ景観の形成を行い、地区全体としての魅力向上を図ることを目的に、当該団体を設立した。

(4) 景観重点検討地区の提案

- ① 提案書提出日 : 令和6年5月14日
- ② 提案者 : 馬形景観重点地区準備会 会長 東海林 庄六
- ③ 区域の面積 : 約11.48ha
- ④ 目指す景観像
 - ・ 昔ながらの風情を残す二口街道筋の保存
 - ・ 緑化に努め二口街道筋における景観の魅力の維持向上
 - ・ 愛着の持てる地区の活性化
- ⑤ 提案の理由 : 目指す景観像の実現のため、既存の景観計画よりも更に詳細な届出対象規模の基準と景観形成基準により、山寺地区全体としてのまちなみ景観の向上を推進し、愛着の持てる地域景観の創出と地区の魅力向上を図ることを目的として当団体を設立するため。

また、屋外広告物についても、既存の許可基準に加え、地区独自の基準により、まちなみへの調和を図る必要があるため。



3 馬形景観重点検討地区の指定基準への適合について

(1) 景観重点検討地区の指定基準

地区内の景観まちづくりへの機運の高まりが期待できる地区であって、山形市景観計画で定める指定基準に合致する地区を景観重点検討地区に指定できることとしている。

山形市景観条例（抜粋）

（景観重点検討地区の指定等）

第12条 市長は、景観計画区域内において、景観まちづくりの推進のための一体的な活動を優先的かつ計画的に行うべき区域のうち、市民又は事業者が自ら積極的にその活動に取り組み、又はその活動への取組が見込まれる区域を景観重点検討地区として指定することができる。

【山形市景観計画で定める景観重点検討地区の指定基準】

- ア 市のシンボルや顔としてアピール性を有し、魅力あるまちなみの形成を目指す地区
- イ 特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保存・創造が必要とされる地区
- ウ 新たなまちなみの創出により、魅力ある景観形成を図ることができる地区
- エ これまでに景観整備等の取組を行っており、景観形成に対する地元住民の理解や盛り上げりのある、あるいは期待できる地区
- オ 景観が対外的に評価されていると認められる地区

【参考】

山形市景観条例（抜粋）

（景観重点地区の指定等）

第10条 市長は、景観計画区域内において、重点的に景観まちづくりを推進する必要があると認める区域を景観重点地区として指定することができる。

2 前項の景観重点地区（以下「景観重点地区」という。）には、第12条第1項に規定する景観重点検討地区のうち、次に掲げる要件を満たすと認められる区域を指定するものとする。

- (1) 景観の形成を図るための方針等がこの市の景観まちづくりの推進に資すること。
- (2) 当該区域内の土地所有者等（法第11条第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）において、景観重点地区の指定に係る合意形成が図られていること。

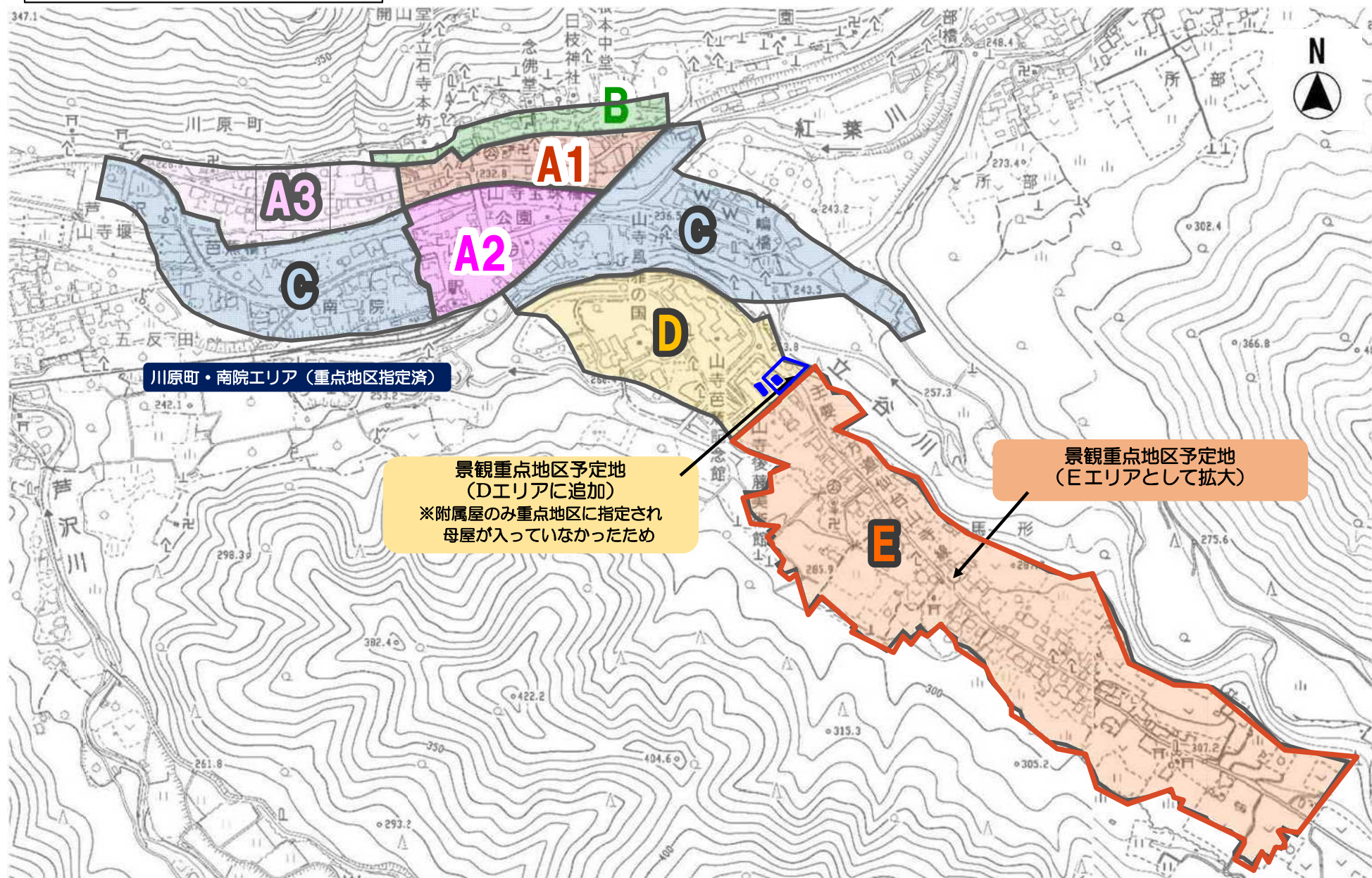
景観重点地区の指定の提案にあたっては、山形市景観条例施行規則の定めるところにより、土地所有者等の3分の2以上の同意を得たことを証する図書を添付することとしている。

(2) 景観重点検討地区の指定基準への適否

- ① 馬形景観重点地区準備会会員に、取り組みに対しての意向を聞いた結果、反対意見はなかったため、概ね地区内の合意を得たと考える。
- ② 昔ながらの風情がある二口街道筋における景観など地区の特性を踏まえて、次のとおり、景観重点検討地区の指定基準へ適合しているものとする。

指 定 基 準	山形市の考え方	
ア <u>山形市のシンボル</u> や顔としての アピール性を有し、魅力あるまちなみ 景観の形成を目指す地区	山形市を代表する観光地である山寺に隣接する当地 区については、昔ながらの風情を残す二口街道筋に 位置しており、 <u>すでに指定している山寺地区と一体的に景観整備を図るべき地区である。</u>	適合
イ <u>特徴あるまちなみ</u> や歴史的建造 物が集積する地区で、周囲の景観 と一体をなした歴史的景観の保 全・創造が必要とされる地区	山裾に広がる農地に囲まれた線状に連なる集落のま とまりが美しく昔ながらの風情を残す二口街道筋の 景観の保全と創造がこれからも必要である。	適合
ウ 新たなまちなみの創出により魅 力ある景観形成を図ることができる地区	—	—
エ これまでに <u>景観整備の取り組み</u> を行っており、景観まちづくりに 対する地元住民の理解や盛り上が りのある、又は期待できる地区	現在に至るまで二口街道筋に設置されている植栽や 石垣などを地元住民の手によって丁寧に整備されて おり、これからも景観まちづくりに対する <u>地元住民 の理解及び盛り上がりのある地区である。</u>	適合
オ 景観が <u>対外的に評価</u> されている と認められる地区	<u>立石寺周辺は国の名勝史跡に指定されており、また、 松尾芭蕉の句でも知られる荘厳な岩肌や清閑な緑な どの景観が全国的に評価されている。</u>	適合

山寺景観重点地区予定区域図



改正により表示可能となる屋外広告物のイメージ（主な内容の1）



(1)橋梁に表示するはり紙、はり札



(2)歩道柵に表示するはり紙、はり札



(3)カーブミラーにはり紙、はり札



(4)案内標識にはり紙、はり札



(5)ガードレールにはり紙、はり札



(6)郵便ポストにはり紙（ラッピング）



(7)路上変電塔にはり紙（ラッピング）



(8)街路灯柱等にはり紙

改正により表示可能となる屋外広告物のイメージ（主な内容の2）

(1)公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物の規制緩和

→（例）公園内での一般広告物の表示



(2)法人その他の団体が表示する屋外広告物の規制緩和

→（例）特別規制地域内での一般広告物の表示



■景観重点検討地区の範囲（五大堂からの景観）



■芭蕉記念館側から望む景観



■地区内の景観



■馬形地区から見る五大堂

